



菊陽町定住促進補助金制度を ご利用ください

都市計画課 都市計画係 ☎(232)4927

菊陽南小学校区(井口、辛川、道明、曲手、馬場橋、戸次)の活性化を促進するため、対象地区内に定住する子育て世帯に、住宅の新築・購入、リフォームなどや転入・転居、出生児の養育に関する費用の一部を補助します。

■期限 令和6年3月末日

■対象地区 菊陽南小学校区(井口、辛川、道明、曲手、馬場橋、戸次)

■対象者(抜粋)

- ① 新たに住宅を新築や購入する人
- ② リフォームなどを行った住宅に転入や転居する人

- ③ ①、②以外の転入や転居する人
- ④ 対象地区内の人が出産した出生児の養育者

※既に対象地区内に居住している世帯も一部対象になります。既に居住している住宅の建替えやリフォームは対象外です。

■対象要件(抜粋)

- ・対象地区内に3年以上居住すること
- ・小学生以下の扶養親族や妊娠中の親族と同居すること など

■申請方法

住宅を新築(購入)した日または転入(転居)した日から6カ月以内に必要書類を提出してください。

■補助金額

- ① 住宅の新築・購入

住宅を新築	100万円
中古住宅を購入	50万円
- ② リフォーム住宅に転入(転居)

リフォームなどの費用の2分の1以内(上限50万円)	
---------------------------	--

- ※①、②の加算金 小学生以下の扶養親族1人当たり 20万円
- ③ ①、②以外の転入(転居)

小学生以下の扶養親族1人当たり	10万円
-----------------	------

④ 対象地区内の人が出産

- 出生児1人当たり 10万円(①、②の交付決定時妊娠していた子の出産は出生児1人当たり 20万円)

■補助金の支給時期

- ・交付決定日から3カ月以内
- ①、②の半額+③の全額または④の全額

・交付決定日から3年後

①、②の残り半額 ※詳しくは、お問い合わせください。



危険なブロック塀などの撤去 危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金

都市計画課 都市計画係 ☎(232)4927

地震発生時に人身事故の防止や避難経路の確保を目的に、危険なブロック塀などを撤去する人に補助を行います。撤去した土地には生垣の設置を推奨しており、補助制度があります。

戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金

■対象事業費

- 以下の要件を満たすものの撤去に要する費用
- 緊急輸送道路や避難路などの道路などに面するもの
- 道路面から80センチ以上の高さの危険なブロック塀など
- (危険なブロック塀とは、コンクリートブロック塀のほか危険な工物などを含む)
- 高さが60センチ以上のブロック塀など

※補助対象になるかの判断には、現地調査を必要とします。まずは電話でご相談ください。

■補助金額

10分の10 (上限20万円かつ1.2万円/㎡)

■申請期限

12月24日(金)



生垣等設置奨励補助金

■対象事業費

- 以下の要件を満たすものの設置に要する費用
- 公衆用道路に面した部分に総延長は5メートル以上植栽するもの
- 外部から眺望できる高さが、70センチ以上のもの
- 植栽間隔1メートル当たり2本以上のものなど

■補助金額

3分の1以内(上限5万円)

耐震改修等費用の一部を補助します

町では、平成28年熊本地震で被災した住宅の耐震改修や、新耐震基準を満たさない恐れのある住宅の耐震診断・耐震改修などにかかる費用の一部を補助します。詳しくはお問い合わせください。

戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金

■申請期間

4月5日(月)～8月31日(火)(土日祝除く)

■対象建築物

- ・昭和56年5月31日以前に着工したものや平成28年熊本地震で被災したもの
- ・在来軸組構法、枠組壁工法や伝統的構法(木造)で3階建て以下のもの
- ・戸建て住宅で現に居住中であるもの
- ・所有者が町税を滞納していないもの など

■対象事業・補助金額

①設計改修工事一括補助(改修設計・改修工事)

耐震改修工事に要する費用の5分の4以内(上限100万円)

※交付対象建築物のうち、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものが対象です

②設計建替え工事一括補助(建替え設計・建替え工事)

補助対象経費の5分の4以内(上限100万円)

※交付対象建築物のうち、耐震診断の結果、倒壊の危険

性があると判断され、かつ、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないものが対象です。

③耐震シェルター工事

補助対象経費の2分の1以内(上限20万円)

※交付対象建築物のうち、昭和56年6月1日以降に着工したものについては、次のいずれかに該当するものが対象です。

ア 災害対策基本法に基づく住家の被害認定において、「全壊」「大規模半壊」に認定されたもの

イ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

※耐震シェルターとは、住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間をつくり安全を確保するものです。

上記①～③のほか、耐震診断に係る経費のみや耐震設計に要する費用のみを補助する制度などもあります。詳しくは、お問い合わせください。

■申し込み・問い合わせ

都市計画課 都市計画係 ☎(232)4927

サンリー カーリーノ菊陽のオープンに伴い

キャロッピー号・乗合タクシーの

バス停と指定乗降場所の名称が変わります



サンリー カーリーノ菊陽が3月25日(木)にオープンしました。これに伴い巡回バス「キャロッピー号」のバス停と乗合タクシーの指定乗降場所の名称が変わります。

名称は「カーリーノ菊陽」

4月1日(日)に、「イオン菊陽店」から「カーリーノ菊陽」に名称を変更します。



公共交通を利用してみませんか

普段利用しない人も、たまには買い物、通院などで巡回バス「キャロッピー号」や乗合タクシーを利用してみませんか。

こんな利用方法があります!

- ①各種手続きのため役場やキャロピピアまでの移動に
- ②駅などの交通結節点までの移動に
- ③各種検診や今後予定される新型コロナウイルスワクチン接種会場までの移動に

■問い合わせ

総合政策課 地域振興係

☎(232)2112

■巡回バス・乗合タクシーについて

詳細はこちらをご参照ください。

